

2017 年アスタナ国際博覧会における愛・地球博理念継承発展事業の企画募集について

一般財団法人地球産業文化研究所(以下「当財団」)は、「自然の叡智」をテーマに開催された 2005 年日本国際博覧会(以下「愛・地球博」)の基本理念を継承、発展させるために、これまで 2008 年サラゴサ万博、2010 年上海万博、2012 年麗水万博及び 2015 年ミラノ万博においてさまざまな事業を実施して参りました。

来る 2017 年(平成 29 年)6 月 10 日から 9 月 10 日までの 3 ヶ月間、アスタナ(カザフスタン)において、「Energy of the Future(未来のエネルギー)」をテーマにアスタナ国際博覧会(以下「アスタナ万博」)が開催されます。そして、その期間内に日本のナショナルデーである「ジャパンデー」が開催(時期未定)される予定です。当財団といたしましてはジャパンデーないし会期中のいずれかの期間において「愛・地球博からアスタナ万博へ」をテーマとして、それぞれの国際博覧会の理念のつながりを重視した事業を行うことを考えています。

つきましては、下記のとおり、「2017 年アスタナ国際博覧会における愛・地球博理念継承発展事業」の企画を公募しますので、お知らせいたします。

記

1. ご提案いただく事業の内容

ご提案いただく企画は、次の要件を満たすものとします。但し、その形態は、行催事、シンポジウム、セミナー等が考えられますが、特に制限を設けません。

- (1) 愛・地球博の基本理念を継承し発展させるための事業であって、且つアスタナ万博会期中の会場内又は適切な会場外で実施することが相応しい事業であること。
- (2) アスタナ万博のテーマである「Energy of the Future」に関する課題の提示及びその解決に向けた方向性の提示や模索に資するものであり、且つ、それに続く 2020 年ドバイ万博のような今後の国際博覧会の価値を高め、その発展につながるものであること。
- (3) 行催事にあっては、愛・地球博の意義を十分に喚起させながら、会場に集まった参加者が一体となって楽しむことができる事業であること。
- (4) シンポジウム、セミナー等にあっては、そのテーマが愛・地球博の基本理念を継承し、発展させ、地球的規模の問題解決に貢献する事業であること。
- (5) 原則として、実施予算が 1 事業当たり、概ね 1,000 万円から 3,000 万円を超えない事業であること。

2. 提案者の要件

愛・地球博、サラゴザ万博、上海万博、麗水万博、ミラノ万博のいずれかでの関連行事の実施実績ないし当財団が実施した理念継承事業での実績があり、当財団と協力しながら、提案した事業を円滑にできる者とします。

### 3. 提案の方法

#### (1) 提案書の記載事項

次の事項を A4 サイズの用紙 20 枚以内に記載して「2017 年アスタナ国際博覧会における愛・地球博理念継承発展事業企画提案書」を作成して下さい。形式は任意です。

- ① 提案者の組織名および構成する組織名
- ② 提案者の代表者名
- ③ 担当者名、連絡先住所、電話番号及び e-mail アドレス
- ④ 事業の名称
- ⑤ 事業の主眼

※上記1(2)又は(3)の要件を満たす理由をできるだけ詳細に説明するかたちでまとめて下さい。

- ⑥ 実施時期(予定でも差し支えありません。)
- ⑦ 実施場所(予定でも差し支えありません。)
- ⑧ 実施方法

複数の事業を実施しようとするときは、それぞれの事業毎に記載願います。

例えば、行催事の開催が事業となるときは、単独開催か共催かの別、出し物のテーマ、主な出演者、対象者、参加予定人数、一般参加の可否、入場料徴収の有無、開催会場、日時、事務局の体制、進行予定等について、具体的に記入願います。

また、セミナー、シンポジウムの開催が事業となる時も、単独開催か共催かの別、テーマ、講師、対象者、参加予定人数、一般参加の可否、入場料徴収の有無、開催会場、日時、事務局の体制、配布資料の作成、進行予定等について、具体的に記入願います。

- ⑨ 事業予算案
- ⑩ 愛・地球博及びそれに続く万博又はその関連事業の実績

#### (2) 提案書の提出期限

平成 28 年 9 月 30 日(金)17 時必着

#### (3) 提案書の提出先及び公募に関する問い合わせ

〒103-0015

東京都中央区日本橋箱崎町 41 番 12 号 KDX 箱崎ビル 6 階

一般財団法人地球産業文化研究所(担当:桑原、嶋田)

電話番号: 03-3663-2500

e-mail : astana2017@gispri.or.jp

### 4. 採択可否の通知

提出された提案書は、原則として、当財団において審査し、採択の可否を提案書の提出者に通知します。

### 5. その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 応募書類の作成費用及び当財団に往訪する交通費は、自己負担となります。
- (3) 提案書の内容を精査の上、必要に応じてヒアリング等を行います。
- (4) 提案書の内容が採択された場合には、原則として、その著作権は当財団に帰属します。

以上